

## 環境税をめぐる最近の動きについて

2005 年

10 月 25 日 環境省が「環境税の具体案」(参考資料 1) を発表

- 京都議定書目標達成計画に位置付けられた施策をより一層確実に実施するために導入。
- 地球温暖化対策の観点から、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率(暫定税率を含む。)の水準の維持を要望。
- 税収(約 3700 億)は、緊急に必要な対策の実施の確保のために活用。用途は、森林整備を除き基本的に減税措置。
- 特別会計・特定財源の改革に際しては、その財源を地球温暖化対策にも充てることを要望。

11 月 28 日～12 月 9 日 COP11 及び COP/MOP1 (参考資料 2)

カナダ・モントリオールで気候変動枠組条約第 11 回締約国会議及び京都議定書第 1 回締約国会合が開催。

- 京都議定書運用ルール(マラケシュ合意)が正式決定(京都議定書本格始動)。
- 米国や途上国含む全ての条約締約国の参加による「長期的協力のための行動の対話」が合意。

12 月 9 日 道路特定財源の見直しに関する基本方針(政府・与党)(参考資料 3)

- 道路整備に対するニーズを踏まえ、真に必要な道路は計画的に整備を進める。
- 環境面への影響にも配慮し、暫定税率を維持。
- 一般財源を図ることを前提とし、来年の歳出・歳入一体改革の議論の中で具体案を得る。

12 月 15 日 税制改正大綱(与党)

(環境税部分抜粋)

わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成 17 年 4 月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方あげて多様な政策への取組を開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成 20 年から京都議定書の第 1 約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

